

自動販売機設置場所一時貸付契約約款（清涼飲料水）

（目的）

第1条 この約款は、本件契約の履行について必要な事項を定めるものとする。

（貸付物件の用途等）

第2条 乙は、自ら貸付物件に自動販売機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行うものとする。

2 乙は、貸付物件を自動販売機設置運営事業の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。

3 乙は、次の各号に定める事項を遵守して貸付物件を使用しなければならない。

（1） 自動販売機及び使用済容器の回収ボックスの設置

ア 自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、維持管理費、移転費等の一切の費用は乙の負担とすること。

イ 「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」（平成19年3月15日条例第14号）により、乙の責務として使用済容器の回収ボックスを設置し、これらを適正に管理するとともに、当該自動販売機周辺の清潔を保持するために必要な措置を講じること。

ウ 自動販売機は、災害発生時において庫内の飲料を無償で開放できる機器にすること。また、災害発生時において次に掲げるとおりとすること。

a 災害発生時において、甲の指示があった場合には、乙が設置する当該自動販売機内の飲料を無償で提供すること。

b 甲は、災害発生時において飲料の追加を要請する場合は、口頭、電話等により要請ができるものとし、後日施設等管理者から飲料提供の要請書を提出すること。

c 甲の追加要請により飲料の提供を行った場合、その費用については、甲が負担する。費用の額については、甲乙協議のうえ決定する。

d 無償開放時には、手動又は遠隔操作等の手段で開放できる自動販売機とすること。

e 災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機（非常用電源を装備する等）とすること。ただし、施設等管理者が認める場合においては、この限りではない。

f 災害時において、当該自動販売機が無償開放する旨を機器に明示すること。

エ 自動販売機は、省電力やノンフロン対応、ヒートポンプ機の使用など環境負荷を低減した機器にすること。

オ 本契約書第4項の貸付期間（以下「貸付期間」という。）の開始後、施設等管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び使用済容器回収ボックスを設置し、設置後は、その完了した旨を当該施設等管理者に報告すること。

カ 自動販売機及び使用済容器回収ボックスの設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。

キ 工事等を必要とする時は、施設等管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その完了し

た旨を当該施設等管理者に報告し、検査を受けること。

ク オの報告後、施設等管理者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合は、指示に従い速やかに是正すること。

(2) 自動販売機の販売品

ア 販売品は清涼飲料水（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を除く。）とすること。ただし、施設等管理者の了解を得た場合は、清涼飲料水以外の物を販売することができる。

イ 販売品の維持管理及び補充は、乙の責任において行うこと。

ウ 関係法令等を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

(3) 自動販売機及び販売品の個別条件

ア 自動販売機の仕様又は販売品について個別条件が付されているものは、その条件を履行すること。

イ 個別条件が付されている自動販売機又は販売品の取扱について必要な事項は、施設等管理者と協議して定めること。

(4) 販売品補充の搬入及び使用済容器等の回収

販売品の補充のための搬入及び使用済容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、施設等管理者の指示に従うこと。

(貸付料の支払)

第3条 貸付料の支払は、次の各号のとおりとする。

(1) 乙は、別紙「納入通知額一覧表」において、納入年度の欄の区分に応じ納入通知額の欄に記載する貸付料を、甲が発行する納入通知書により、記載された期限までに甲に納付しなければならない。

(2) 甲は、第19条第1項第2号から第7号までに掲げる事由により本件契約を解除したときは、既納の貸付料を乙に返還しない。

(貸付料の改定)

第4条 甲は、貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認めるときは、乙に対して貸付料の増額を請求することができる。

(光熱水費等の支払)

第5条 乙は、設置する自動販売機の種類に応じて、発生する光熱水費（電気・ガス・水道・下水道・電話等）を計測するメーター（以下「子メーター」とする。）を設置しなければならない。ただし、甲の承認を得ればこの限りではない。

2 甲は、毎月子メーターにより、自動販売機に係る使用量から料金を算出して、速やかに乙に納入通知書を送付しなければならない。

3 乙は、自動販売機の設置場所に応じて、火災等による損害のために付している建物損害保険料を負担しなければならない。

4 乙は、甲の発行する納入通知書の定める日までに、甲に光熱水費等を支払わなければならない。

(貸付料の延滞料)

第6条 乙は、第3条第1号に規定する納入通知書に記載された期限後に貸付料を納入するときは、当該納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、その納入する貸付料に延滞金特例基準割合

(財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年9月から前年8月までにおける平均に1パーセントを加算した割合)に、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は1パーセント、納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間は7.3パーセントを加算した割合を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して甲に納付しなければならない。

(充当)

第7条 甲は、乙が納入した金額をその名目いかんにかかわらず、何ら催告なしに、債務不履行の延滞料、契約保証金、貸付料の順で当該債務不履行の弁済に充当する。

2 甲は、前項の規定により乙が納入した金額を債務不履行の弁済に充当したときは、弁済充当日、弁済充当額等について乙に書面により通知するものとし、乙は、甲が指定する日までに、甲の発行する納付書により、当該充当される前の名目とした債務履行額の不足額を追加納入しなければならない。

3 乙は、納入した貸付料に前項の不足額が生じるときは、同項の納入期限日にかかわらず、当該不足額を前条の期限後に納付する貸付料の額とみなし、同条の規定を適用して計算する延滞料を甲に納入しなければならない。

(契約保証金)

第8条 乙は、本件契約の締結と同時に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第2項に規定する契約保証金(以下「契約保証金」という。)として、本件契約書第5項の契約保証金の額を甲の発行する納入通知書の定める日までに、甲に納入しなければならない。

2 第4条により貸付料が増額された場合の契約保証金は、貸付料の増額と同様の割合で、貸付料増額の日から改正されるものとし、乙は、増額後の契約保証金の額(円未満切上げ)と従前の契約保証金の額との差額を、甲の発行する納付書により、甲の指定する期限までに納入しなければならない。

3 甲は、本件契約の終了後、乙の第21条第1項に規定する義務の履行(ただし書きを適用する場合を含み、同項第2号を適用する場合は第19条第1項第1号に該当するときに限る。)を確認したときは、乙の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を乙に返還する。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 甲は、第19条第1項(第1号を除く。)の規定により本件契約を解除したとき、又は乙が第21条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属する。

6 乙は、前項の規定による本件契約の解除に伴い契約保証金を甲に帰属させたことに対して、一切の異議申立て等を行うことができない。

7 乙は、甲に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

(貸付物件の引渡し)

第9条 甲は、貸付期間の初日に貸付物件を現況の状態乙に引き渡す。

2 前項の引渡しは、甲の立会いのうえで行うものとする。

(自動販売機利用者等の対応)

第10条 乙は、自動販売機設置運営事業により発生する一切のトラブル、苦情等について責任を持って解決すること。

(契約不適合)

第11条 乙は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量（末尾記載の地積等の記載を含む）その他契約の内容に適合しないことを理由として、既往の貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(禁止事項)

第12条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置すること。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (4) 貸付物件の賃借権を第三者に譲渡、又は他の権利を設定すること。
- (5) 甲の承認を得ないで自動販売機の販売品に酒類又はその類似品を入れること。

(保全義務等)

第13条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全（甲乙協議して定める事項は除く。）に努めなければならない。

2 乙は、前項の注意を怠る等その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責めを果たした場合には、甲は乙に求償することができる。

(修繕義務)

第14条 乙の責めに帰する事由以外の事由により貸付物件の修繕を要するときは、甲乙協議のうえ、その経費の負担を決定するものとする。

(毀損の通知及び原状回復)

第15条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

2 乙は、前項の通知後、速やかに乙の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要に応じて貸付け物件の使用状況等について、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告書に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、甲から第1項及び前項の規定による請求があったときは、正当な理由なく請求等を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

(違約金)

第17条 乙は、貸付期間中に、第2条、第12条及び前条第3項に規定する義務に違反したときは、貸付料の100分の30に相当する額(円未満切捨て)を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条第2項、第21条第3項又は第23条第1項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の更新)

第18条 本件契約で定める貸付期間満了後、本件契約は更新されないものとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本件契約を解除することができる。

- (1) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (2) 乙が、第3条に定める貸付料の支払を3か月以上怠ったとき。
- (3) 乙が、第12条に規定する禁止事項に違反したとき。
- (4) 乙が、本件契約に定める義務を履行しないとき。
- (5) 乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続きについて、乙の取締役会での申立てを決議したとき、又は第三者(乙の取締役を含む。)によって、その申立てがなされたとき。
- (6) 乙の発行する手形、小切手が不渡りとなつたとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (7) その他乙に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

2 乙は、甲の解除権の行使に伴い、第8条第5項の規定により甲の帰属とする契約保証金の額を超えて甲に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用を償還しない。

4 甲は、解除権を行使したときは、乙の支払った違約金及び貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

5 乙は、甲の解除権の行使に伴い発生した損失について、甲にその補償を請求することはできない。

6 第3項から前項までの規定は、第1項第1号に該当する場合は適用しないものとする。

(契約の失効)

第20条 戦争・暴動、天災地変による事故で、本物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない状態になったときは、本契約はただちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、甲乙相互に損害賠償の請求はしない。

(貸付物件の返還)

第21条 乙は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

- (1) 貸付期間の満了による場合・・・貸付期間の満了の日
- (2) 前条の規定により甲が本件契約を解除する場合・・・甲の指定する日

2 前項の返還は、甲の立会いのうえで行うものとする。

3 甲は、乙が第1項に規定する義務を履行しないときは、乙が設置する自動販売機を移設し、その管理をすることができるものとする。この場合、乙は移設に係る費用、原状に回復するまでの貸付料相当額を支払うほか、甲に損害がある場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。

(自動販売機等の移設)

第22条 乙は、貸付物件のある施設内の事務室の配置変更、その他施設管理上の事情等により、施設等管理者が指定した位置を変更せざるを得ないとの甲の判断に基づき、甲から自動販売機又は使用済容器回収ボックスの移設について請求を受けたときは、乙の負担により、施設等管理者が新たに指定する位置に当該自動販売機、使用済容器回収ボックスを移設しなければならない。

(損害賠償等)

第23条 乙は、本件契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第19条第1項第1号の規定により甲が本件契約を解除した場合において、乙に損害が生じた場合は、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づき甲にその損害の相当額を請求することができる。

3 乙は、甲の責めに帰する事由により自動販売機への電力供給が停止され、販売品に損害が生じたときは、甲にその損害の相当額を請求できるものとする。

4 乙は、自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、その補償をしなければならない。

5 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関し、その一切の責任を負わない。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、その経費は乙が負担しなければならない。

(有益費等の放棄)

第24条 乙は、貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第26条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第27条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(その他)

第28条 共通仕様書及び個別物件調書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。